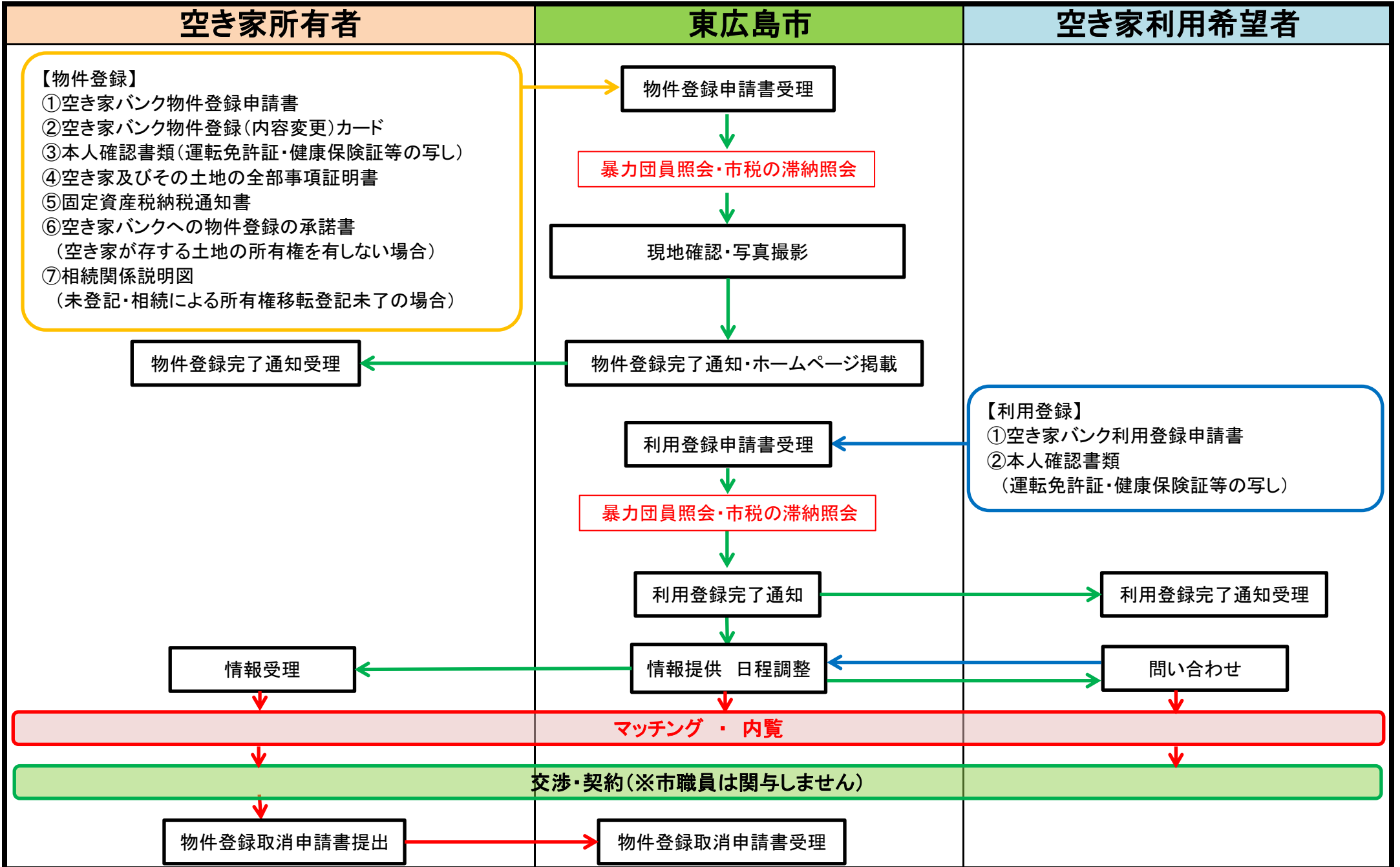


東広島市空き家バンク契約までの流れ



空き家バンク制度の流れ

<p>1 物件登録申請</p>	<p>空き家バンクに登録希望の方は、下記書類をご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空き家バンク物件登録申請書 ②空き家バンク物件登録(内容変更)カード ③本人確認書類(運転免許証・健康保険証等の写し) ④空き家及びその土地の全部事項証明書 ⑤固定資産税納税通知書 ⑥空き家バンクへの物件登録の承諾書 (空き家が存する土地の所有権を有しない場合) ⑦相続関係説明図 (未登記・相続による所有権移転登記未了の場合) <p>市役所住宅課計画調整係へご提出ください。郵送でも受け付けます。</p>
<p>2 物件調査</p>	<p>登録に際して、原則、所有者立会いのもと、市の担当者による建物内部や周辺環境の調査を行います。 物件調査には約30分～1時間程度のお時間がかかります。</p>
<p>3 物件登録完了通知</p>	<p>物件調査後、空き家バンク物件登録(内容変更)カードの内容等を庁内関係部署で相互に確認し、空き家バンク物件登録台帳に登録します。 登録された人には、後日、空き家バンク物件登録完了通知書を送付します。</p>
<p>4 空き家情報公開</p>	<p>市ホームページ等や窓口で、空き家の情報提供を行います。 公開情報は、建物の面積、設備状況等空き家に関する項目で所有者に関する個人情報含まれません。</p>
<p>5 利用登録申請</p>	<p>空き家バンクで物件を購入又は賃借するために、次の書類を市役所住宅課計画調整係へご提出ください。郵送でも受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空き家バンク利用登録申請書 ②申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し) <p>市ホームページ等で公開されている情報以外の物件情報(空き家の所在地、掲載写真以外の写真など)を確認する場合にも、利用登録が必要です。</p>
<p>6 利用登録完了通知</p>	<p>利用登録のため、市が審査を行った後、空き家バンク利用登録者台帳に登録します。 登録された人には、後日、空き家バンク利用登録完了通知書を送付します。</p>
<p>7 希望者物件見学</p>	<p>登録物件への問い合わせがあった際、市の担当者から所有者に連絡します。見学日程を調整し、物件見学を行います(原則、市職員立会い)。 ※鍵の管理は空き家バンク登録者等で管理してください</p> <p>【交渉順の決定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物件の見学を希望する利用登録者は、電話にて市に連絡する(Eメール、FAX不可) ②問い合わせ先着順に、物件見学と所有者への交渉を行う ③交渉不成立となった場合は、市が、次に交渉順の高い人に、物件見学の日程調整の連絡を行う <p>※物件によっては、見学するまで数か月を要する場合があります</p>
<p>8 契約交渉</p>	<p>売買又は賃貸借することが決定した場合、売買契約又は賃貸借契約は、当事者間で行ってください。市は直接契約に関わることはできません。契約にあたり、宅地建物取引業者が登録物件の媒介契約に応じない場合は、当事者により契約してください。</p>
<p>9 成約・登録取消し</p>	<p>登録物件が成約となった場合は、空き家バンク物件登録取消申請書を提出してください。空き家バンク物件登録台帳から登録を取消し、市ホームページ等や窓口での情報提供を停止します。 ※空き家バンクへの登録期間は原則2年間です。ただし、再申請により登録期間を延長することができます。</p>